



# 楽人の領地検分～新出史料・平群町「下河原家文書」より

寺内, 直子

---

**(Citation)**

国際文化学研究 : 神戸大学大学院国際文化学研究科紀要, 43:47-101

**(Issue Date)**

2015-01

**(Resource Type)**

departmental bulletin paper

**(Version)**

Version of Record

**(JaLCOI)**

<https://doi.org/10.24546/81008933>

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81008933>



# 楽人の領地検分／新出史料・平群町「下河原家文書」より

寺内直子

はじめに

江戸時代、禁裏御用の雅楽の楽人が、幕府からも領知経営の御朱印を与えられ、領地の直接経営を行っていたことはよく知られている。楽人たちは、自ら領地の検地を行い、農民と交渉を行い、年貢の回収を行っていた。この論文は、楽人があつた平群町に新たに寄贈された下河原家旧蔵史料によって、江戸時代末の楽人の領知支配の一端を明らかにすることを目的とする。

## 一、楽人の領知経営

楽人の領知経営についてもっとも早く論じたのは、平出久雄氏の「徳川時代雅楽家の経済的一断面」という論文である（平出 一九四〇）。平出氏は、南都楽家の窪家の文書を次のように引用している<sup>1)</sup>。

御朱印写（窪家文書）

大和國平群郡目安村 六百三拾四石壺斗余

神南村 三百四拾石余

惣持寺村 六拾石三斗余

椿井村 四百七石八斗余

平等寺村 百三拾六石五斗余

中之宮村 百三拾八石四斗余

安明寺村 百八拾三石式斗余

岩井村 九拾九石式斗余

都合式千石事、為南都、天王寺、京都三箇所之楽人領、新充行之訖。全収納如所定之目錄、可配当之者、專家業、至末代迄無退転、可勤仕者也。

寛文五年五月廿六日 御朱印

(平出 一九四五b、三七〜三八頁、註三所載)

(句読点は寺内による)

これらの村は、現在の斑鳩町、三郷町、平群町に分布する集落である。すなわち、目安、神南は斑鳩町、惣持寺は三郷町で、いずれも大和川の北岸に位置し、洪水の影響を受けやすい地域である。幕末には、目安村の東隣の新家村も楽人領に数えられている。一方、椿井、平等寺、中之宮、安明寺、岩井は、平群谷の生駒川(平群川／龍田川)東岸の村々である(図一)。この御朱印状(写)は寛文五(一六六五)年の年記があり、平群の楽人領は、江戸時代の比較的早い時期に始まったこともわかる。「都合式千石」とある通り、石高の総量は二千石であるが、実際に年貢として収納できるのは、

「五物成」すなわちその五割であったことが次の文書からわかる。

覚（窪家文書）

一、京都、奈良、天王子、右三箇所楽人合五拾壹人。此領知貳千石。但、五物成也。

配当

一、家領米 五百拾石。但、五拾壹人、壹人付而拾石ツ、。

一、師匠料米 九拾石。但、三ヶ所二九人。壹人付而拾石ツ、。

一、上中藝料米 貳百石。但、三ヶ所二而、上藝廿人、壹人付而五石ツ、。

中藝廿人、壹人付而三石ツ、。

一、稽古料米 貳百石。都合現米千石也。

一、師匠料、上中之藝料、其時之人により可配当。勿論、人数多少可有之事。

一、稽古料、其時之人数多少可有之事。

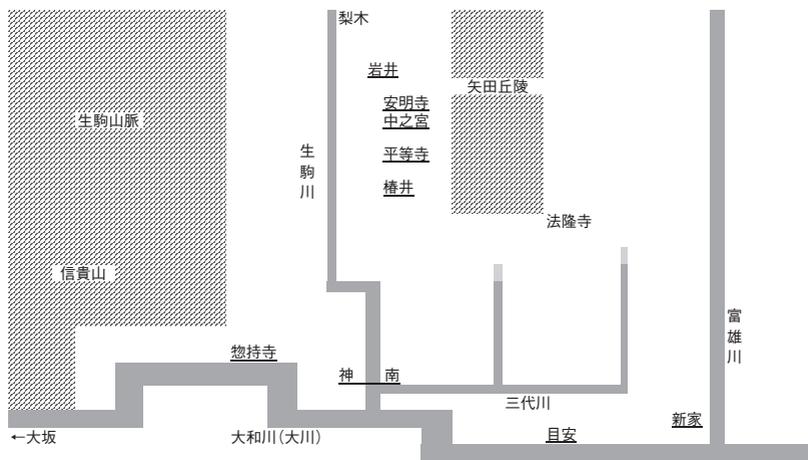
一、三ヶ所一人充三人年番を定、楽人領二千石之収納申付、可配当事。

一、上藝、中藝之改、三ヶ所立合、以入札可相究事。

一、師匠、上中之藝料、子共稽古料人数不足之時、殘米之儀、年番之者納置、三ヶ所之輩以相談、楽相統之入用、可遺之事。

巴上 寛文五年乙巳六月廿六日

図一 平群郡の楽人領・地理概略図



(平出 一九四〇b、一九頁、註六所載)(句読点、傍線、寺内補)

右の文書は、さらに、千石の年貢を楽人間でどのように配当するのかについても記されている。家領米とは、三方一七家ずつ、計五一家に与えられる基本給だが、江戸時代の楽人は常時九〇人程度任官されているので、家領米の配当にあずかれない楽人は多くいた。師匠料、上、中藝料米などは、年功や試験などによって獲得される一種の能力給、稽古料は、若手楽人救済のために与えられる給与である。

楽人は、領地から年貢を取り上げるため、数年に一度、領地を訪れて検地(検見／毛見)を行い、田畑、堤、用水の状態や農産物の作柄を調査していた<sup>3</sup>。ただし、旱魃、洪水などの災害があると、臨時の検地も実施された。なお、年貢の千石は実際には米ではなく銀納されることが多く、その換銀の割合をめぐって、毎年、楽人と農民の間で丁々発止のやりとりが行われている。

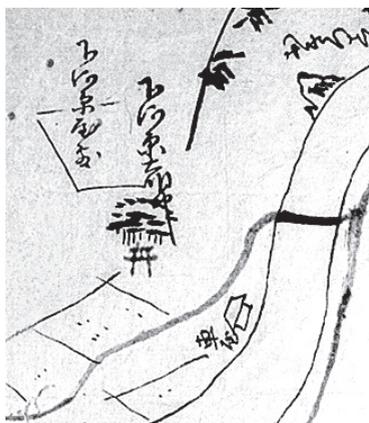
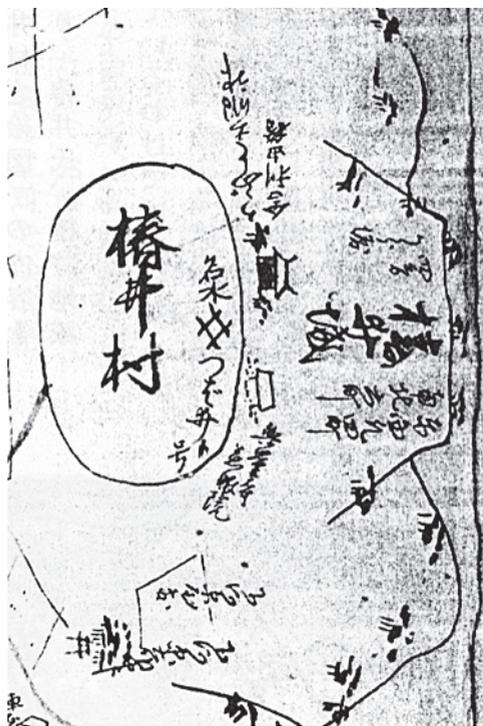
いま「丁々発止」と書いたが、楽人領の検地や年貢交渉の実態は、これまで、ほとんど楽人側の日記から分析されて来た。たとえば、在京天王寺方の東儀文均(一八一二～一八七三)の「楽所日記」<sup>4</sup>や、南都・芝家の日記<sup>5</sup>を用いて、南谷美保氏は、年貢取納の過程や文均家の年収

の計算をしている（南谷 二〇〇九、二〇一〇）。本稿は、平群の農民側からの史料を用い、楽人日記の記述と照合しながら、楽人日記だけでは不分明だった、いくつかの点を明らかにする。

## 二、下河原氏について

文均日記にも登場する、平群郡椿井村の有力者・下河原氏の実態はよくわかっていない。『大乘院寺社雑事記』には「彼下川原ハ平群嶋若党也。近年没落之間、豊田方ニ召置之」と登場する（延享元<sub>二</sub>一四八七年閏十一月八日条）。嶋氏は、中世に平群付近に勢力を持っていた嶋左近<sup>6</sup>の一族と考えられ、右によれば、「下川原」氏はその配下（だった）ということになる。一方、現地の有力支配者に椿井氏があり、現存する「椿井氏系図」<sup>7</sup>、椿井良利の項には、「天文丁西六月三十日、大和平群郡椿井庄下河原之館居住。舊領之地代々因縁厚、下河原大明神鎮座。宮殿者、春日同御一躰。氏神崇敬名地ノ麗寄所、下河原館唱諸人、仍為氏ト。」（句読点、寺内）とある。右によれば、椿井氏の居館が「下河原館」と呼ばれていたこと、代を重ねて「下河原」とも名乗るようになったこと、居館付近に下河原大明神も祀られていたこと等が知られる。さらに、「和州平群郡椿井村之絵図」という史料も現存し、そこには、現在の平群南小学校付近に「下河原屋敷」と「下河原大明神」の文字が見える（図二）。同地の字は「下蔵」で、下蔵神社が明治十五年まで鎮座していた<sup>8</sup>。下蔵神社には嶋左近が合祀されている。下河原屋敷は後に、椿井集落の中心に移動し、近代までそこに屋敷があった。また、下河原氏に関連する金石文としては、椿井墓地に「下川原」の名を刻む墓石が多数残っているほか、椿井集落入口、生駒川（龍田川／平群川）にかかる椿井橋たもとの道標（弘化四年）に、施主として「下河原平左衛門長興」の名が、他の施主より一段高く刻まれている。

図二 「和州平群郡椿井村之絵図」より椿井村主要部（上）／下河原屋敷付近拡大（左に九〇度回転）（下）



以上を総合すると、下河原氏は中世以来の在地の有力支配層と推測される。文均日記などでは、下河原氏は常に、各村の「庄屋」や「年寄」「惣代」とは別格（それより上位）の存在として現れ、後出の、農民からの歎願書の署名欄でも、庄屋たちの署名から一段高い位置に、下河原氏の名前が見える。また、「下河原左司馬」などの官職の名乗りしていることから、農民とは思われない。しかし、下河原氏が周辺の近世大名の家臣や代官所役人であった記述も見当たらない。やはり、中世の地侍階層の有力者がそのまま残り、幕末まで命脈を保ったということだろう。領地検分の際には、楽人達はいつも「下河原宅」に宿泊している。

下河原本家は現在平群町を離れておられ、子孫の方によって、本家に伝わる史料が二〇二二年に平群町に寄贈された。七点あり、内容は次のようなものである。『家相鑑定禎詳図』一点を除き、いずれも題名等を欠くので、本稿で便宜的に「」内のような名称をつけた。

#### 絵図面

- ① 「下河原本家平面図」（成立年不詳）
- ② 『家相鑑定禎詳図』（慶応元年初冬、大判）
- ③ 「神南村絵図」（成立年不詳）
- ④ 「椿井春日神社・常念寺付近絵図」（成立年不詳）  
歎願書

#### 系図類

- ⑤ 「嘉永四年歎願書」（首欠、嘉永四〇一八五一年）
- ⑥ 「千葉氏系図」（成立年不詳）
- ⑦ 「千葉氏系図解説」（成立年不詳、ただしペン書き）

本稿では、右のうち、①②③④⑤を取り上げる。

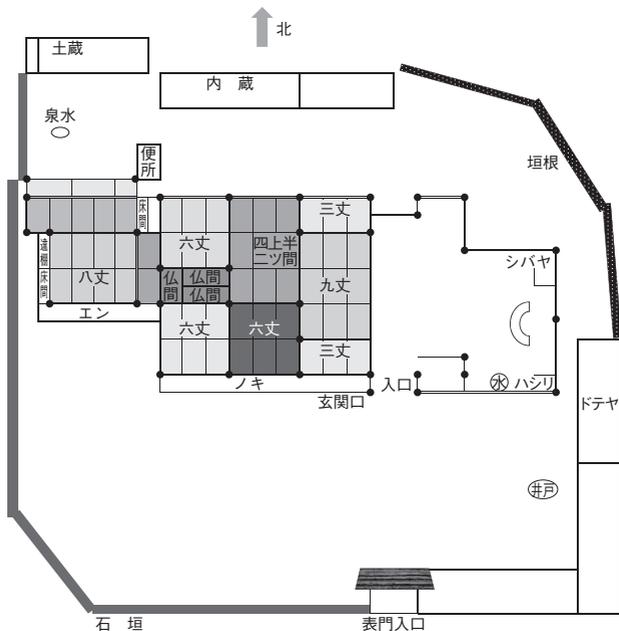
本節ではまず、絵図面の①「下河原本家平面図」（成立年不詳）と②『家相鑑定禎詳図』（慶応元年初冬）を考察する。この二点の史料によって、当時の地元有力者の暮らしがわかるからである。幕末の下河原氏の居館は、椿井村の中心

部を一周する道の内側（集落真ん中の池の北側あたり）にあった。居館のすぐ東は山の傾斜地になっており、森が迫っている。西側は逆に低くなっており、境界には石垣が廻らされていた。絵図では、石垣の上に、瓦葺きの白塀が築かれていて、ちよつとした城砦風の観を呈している。この場所は、現在では民家三軒になっているが、全体の縄張りによく形をとどめ、石垣も一部残っている。①「下河原本家平面図」は成立年代不明、著者も不明である。②『家相鑑定禎詳図』は、長辺が一メートル以上、短辺は約一メートルという、十数枚の紙を張り合わせた大判の絵図である。一片の端に「和陽／平群郡／椿井村／下河原左司馬信行所持圖面」とあり、下河原氏が製作を依頼し、所有していたと推測される。別の端には、「検分 家相鑑定禎詳図」と題がある。その下に、「以曲尺六尺五寸換一寸三分／但雜物分外」とあるので、約五〇分の一の縮尺であることがわかる。さらに続いて「慶應改元龍集乙丑歲初冬下旬」とあり、慶応元（一八六五）年十月下旬に完成したことがわかる。作者は平群郡惣持寺村の方位書生、北斗堂興道である。母屋の建物の中心に十二支の方位盤が置かれており、屋敷のどの位置に何を置くか、あるいは、何を築いてはいけないか、などの「家相」の注意書きが見える。①と②を比べると、建物の基本的な構造は似ている。仮に、①の方が年代が古いとすると、②は、①の西側を増築した構えになっている。

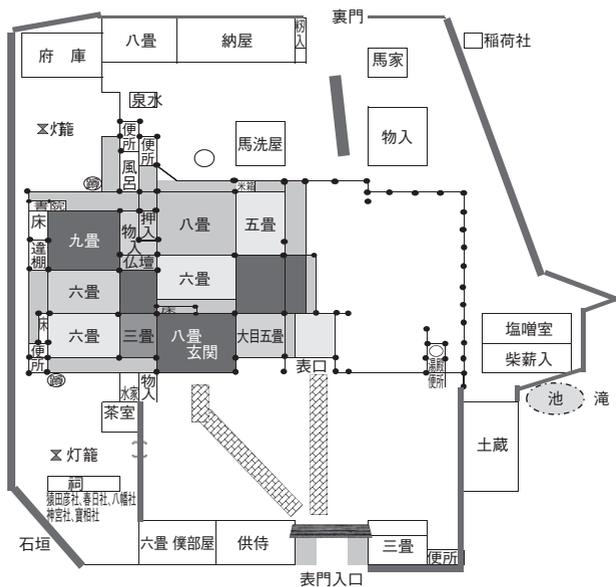
次の図三は、①「下河原本家平面図」を書き起こしたものである<sup>10</sup>。南側の門から入り、建物の東半分（山側）は土間で、かまどや水場があり、西側に居住空間があった。仏間もある。一番西側の塀に近い場所には、違い棚と床の間を具えた離れ風の八畳間があり、隠居部屋、もしくは客間に使用されたと考えられる。斑鳩から平群にかけて見られる裕福な農民層の邸宅の造りと共通した構造である。現在、平群町内に残る重要文化財の藤田家住宅よりさらに間取りが多く、大規模な構造になっている。

図四は、慶応元年に成立した②『家相鑑定禎詳図』の書き起こし北半分である。最西端の部分は、①の北に引っ込んだ

図三 下河原本家平面図（年代不詳）

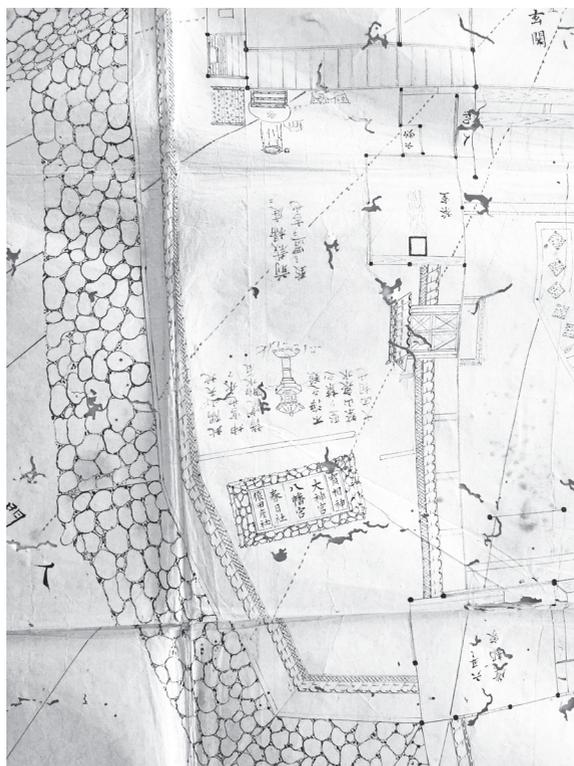


図四 『家相鑑定禎詳図』北半分



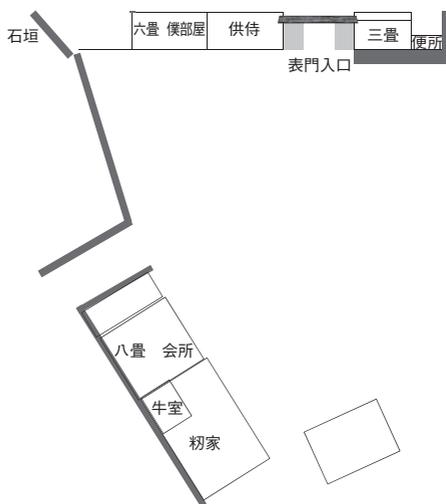
部分に部屋を二間増築したつくりである。一番北の九畳間には、書院、違い棚、床の間があり、部屋を出た北庭には灯笼がある。この部屋が最も格式が高い客間であったと考えられる。また一番南側の六畳間にも床の間があり、北側九畳の間に次ぐ客間だったと考えられる。この南側の部屋の外も灯笼がある庭になっており、さらに、この庭には茶室があった。

図五 下河原家 南西の庭



瓦葺きの塀が、この庭を門から玄関に至る空間と隔てており、塀の途中には茶会などの折に使用されたと考えられる木戸がついていた。また、この庭には、「猿田彦社」「春日社」「八幡宮」「大神宮」「寶相（疱瘡）神」の社が置かれていた（図五）。文均たち楽人らが検見で訪れた際は、恐らく、これら西側の部屋に泊まったものと思われる。残念ながら、楽人の検見の最中に茶会があった、という記録は見えない。

図六 『家相鑑定禎詳図』南半分



一方、南の表門はいわゆる長屋門の作りになっており、「供侍」と「六帖 僕部屋」になっていた(図六)。表門を出た南側、石垣の切れ目(出入口)の脇にも建物があり、こちらには、「八畳会所」「牛室」「糶家」の文字が見える。会所は、百姓たちとの会合の折に使用されたと考えられる。

余談だが、この慶応元年図の屋敷は、便所が多い。南側客間の脇に一つ、北側九畳客間の北に二つ、長屋門の東の三畳間の脇にも一つあった。

### 三、楽人の領地検分の実態

それでは、次に、楽人の領地検分の様子を東儀文均の日記から拾ってみよう。領地検分は、「毛見」もしくは「検見」と表記される。通常、八月から十月のいずれかの時期に行われ、土地や収穫の具合を調査する。「年番」という担当者が行う。年番は京都、南都、大坂の三方から一人ずつ出る。検見には年番の経験者が頼まれて同行することもある。文均日記には

弘化四(一八四七)年

弘化五(一八四八)年

嘉永四(一八五二)年(当年毛見付)

安政四(一八五七)年

安政六(一八五九)(当年順年検見)

の五回、毛見の記述が出てくる。もちろん、この他、文均が参加しなかった毛見もある。右のうち、嘉永四(一八五二)年には南谷氏が指摘する通り「当年毛見付」、安政六(一八五九)年には「当年順年検見」とあるので、氏の言う通り、

四年に一度が通常の見えであったと考えられる。

本節では、弘化五（一八四八）年、嘉永四（一八五二）年、安政四（一八五七）年、安政六（一八五九）年の四例を紹介する。弘化五年を取り上げる理由は、台風による洪水のため、通常とやや異なる旅程を取ったり、最後に村人からの御札の踊りが披露されているなど、やや例外的な部分もあるが、道中や検分箇所が詳しく記述されているからである。嘉永四年は通常の見えだが、今回見つかった下河原家文書の中の⑤歎願書と同じ年であるという理由から選んだ。安政四年は、雷雨大雨による被害の臨時検見で、村の背後の山上にまで登り、他の年に見えない池や用水の言及が出てくることから選んだ。安政六年は、通常の見えの年だが、八月にやはり大水が出て、荒所検分も兼ねた検見となった。

### 三・一 弘化五（一八四八）年の荒所検分

弘化五（一八四八）年は、七月の末までは日照り続きで、村人から雨乞いの歎願が出るほどであった。しかし、八月八日に一転して台風となり、関西近辺は大洪水となった。京都の三条大橋、五条大橋は壊れ、賀茂川、桂川は堤防決壊、大坂市中、中之島、堂島なども水が溢れ、「町中船二而往来」という有様であった<sup>11</sup>。そんな中、平群の下河原氏より、風雨で川筋が壊れたとの知らせが届き、現地検分が行われることになった。検分の行程は以下のようなものであった。

八月

廿五日晴丙寅 侍井上豊吉、僕弥吉、召連、卯刻発足。伏見稻荷玉屋二而、信州待合。六地藏へ先触。昨日信州より為持遣置事。宇治橋詰、美濃屋二而昼食。長池玉水之間高堤。此所切断出来付、高村より稻荷山へ相廻り、凡壺里斗廻、玉水駅へ申半剋着。酒太良二而止宿之事。

廿六日晴丁卯 卯剋玉水発足。藪渡越、巳半剋郡山俵本屋へ着。神南村庄屋孫七代彖之助、人足召連、迎に出居。道々郷中庄屋之者、下河原平左衛門新之助、出迎居。八ヶ村庄屋面会申渡。下河原へ土産等別記。酒飯差出。

廿七日晴戌辰 卯半剋下河原宅発足。惣持寺村大川堤荒所檢分。大師堂へ參詣。小谷又祐<sup>12</sup>宅へ立寄、酒差出。神南村庄屋孫七宅二而酒飯差出。午後塩田川筋、みよ堤荒所檢分。目安村強而、荒所無之候得共、檢分之儀相願候付、大川筋檢分。清水茂八良宅二而酒差出。夜二入椿井村へ帰村。

廿八日晴己巳 辰剋發駕。椿井村川筋荒所檢分。下河原宅へ帰り昼食。昼後平等寺村荒所檢分。同村春日社へ參詣。安明寺村普請所二而無之候得共、中地、田地、堤等、普請所歎願檢分之儀相願候付、不得止檢分。叶堂へ參詣。夕方帰宅。

廿九日晴庚午 村々庄屋呼出、普請所之儀、段々理解申聞シ、積り書納篤之上、請書差上。明日発足付、木津駅へ先触差出。平等寺村踊一覽之儀願候得共、兼而申伝之儀も有之候二付断候得共、段々村中願候付、無抛、下河原玄関前二而一覽。郷中役人共、皆々相結居候趣付、面会。明日発足之儀、其外如例申渡。

## 九月

朔日辛未 辰剋、椿井村発足。下河原、並郷中庄屋見送如例。郡山俵本屋二而昼食。御陵へ參詣。木津宿まで郷中人足拾貳人、相送候付、如例百銅ツツ遣之。申半剋玉水へ着。酒太良二而止宿。

二日曇壬申 夕方より雨降。朝卯刻玉水発。廻り路如下向。伏見稻荷玉屋二而昼食。申剋無滞帰宅之事<sup>13</sup>。

右の記述にはさまざまな情報が含まれているが、大きくわけて、当時の京都から奈良方面への旅行、街道などに関する情報、楽人の所領に関する地理的情報、楽人と村人間の応答や接待に関する慣習などを知ることができる。

まず、八月廿五日の記述は、文均の京都の家からの旅程が記されている。文均が京都から地方に下向する時は、たいがい下僕を連れているが、この時は侍も連れている。伏見稲荷で南都方年番の信州（上近済、一七九五〜一八六一、信濃守）と落ち合い、六地藏、宇治を通り、長池、玉水に向かった。長池、玉水間は、川沿いに高い堤防が築かれているが、この時は洪水で決壊した箇所があり、街道が浸水して、文均らは高村（多賀村）から山沿いの迂回を強いられた。結果として一里ほどの遠回りとなった。その日は、酒太郎という宿に泊まった。この酒太郎は、楽人らの定宿である。なお、「六地藏へ先触」とあるのは、これから通る主要な宿駅で人馬の手配を行うために、あらかじめ人を送って知らせるためである。文均らは、翌廿六日、玉水駅を発ち、藪の渡<sup>14</sup>で木津川を渡り、巳半剋（午前十時過ぎ頃）に郡山に着いた。慣例として、郡山まで、庄屋などの村の担当者が出迎えに来る。この時は、神南村の庄屋・孫七の代理で衆之助という者が、人足を連れて出迎えた。このあと一行は、椿井村の河原邸に向うが、所領を通る道々で、村の庄屋たちの挨拶があった。河原邸に着くと、改めて庄屋たちの挨拶があった。

さて、八月廿七日からはいよいよ検分となる。検分の傍ら、その土地土地の主な寺社には必ず参詣している。どのような場所を廻ったのか、書き出してみよう。

廿七日

惣持寺村 大川堤荒所 大師堂<sup>15</sup>へ参詣。小谷又祐宅へ立寄酒差出

神南村 大川筋、塩田川筋、みよ堤荒所 庄屋孫七<sup>16</sup>宅二而酒飯差出

目安村 大川筋検分（頑強で壊れた所はなかったが、村人の希望により検分）

清水茂八良宅二而酒差出

廿八日

椿井村 川筋 下河原宅へ帰り昼食

平等寺村 荒所 春日社<sup>17</sup>へ参詣

安明寺村 中地、田地、堤等（普請所は無かったが村人が歎願するので検分）

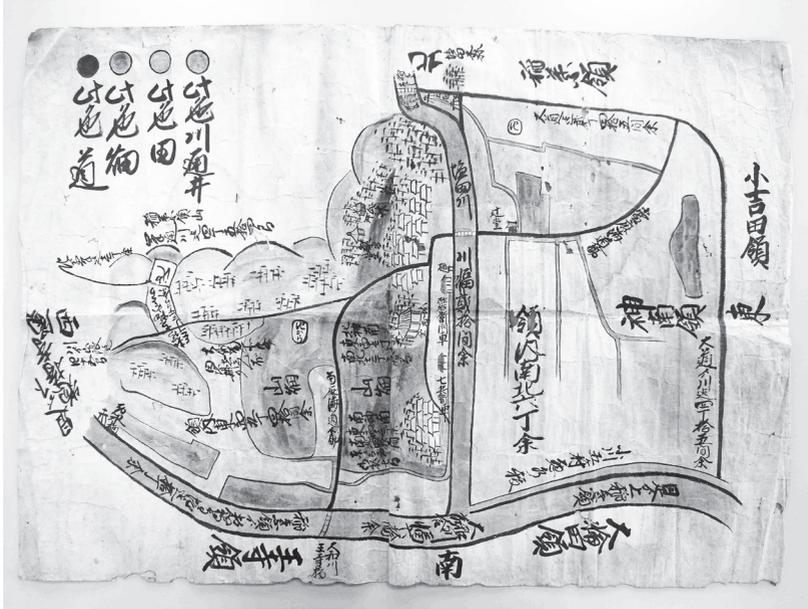
叶堂<sup>18</sup>へ参詣

この時は臨時の検分であったので、「荒所」つまり、被害があった場所を集中的に見てまわったことがわかる。村人の歎願によって、被害が無い箇所もいくつか検分している。なお、廿八日条の冒頭に、「辰剋発駕」とあるので、楽人らは駕籠で村内を移動したことがわかる。

右の地名で、「大川」は大和川、「塩田川」は竜田川（平群川、生駒川とも）、「みよ堤」は法隆寺、興留付近から発する三代川（見代川）<sup>19</sup>の堤防のことと思われる。

ここで、下河原家に伝わった③「神南村絵図」を紹介しよう（図七）。この絵図は、黄色で田、赤で畑、青で川、黒で道を表示している。その他、丘陵地、山などの山林や人家が絵で書き込まれている。絵図の範囲は、現在の斑鳩町神南の範囲とほぼ一致している。すなわち、東は隣の小吉田、西は惣持寺に面し、北は「塩田川」の三室山の北にかかる「稲葉はし」を北限としている。南は「大和川」に面している。絵図のほぼ中央、東西に横切り、塩田川を渡ってから南下する道には「當麻海道筋」とある。全体に、塩田川の東は田が多いのに対し西側は三室山を含め山林もしくは「山畑」が多い。稲葉橋の南の三室山上には「観音堂」「氏神」「小社」の文字が見える。氏神は式内社の神岳神社、観音堂は、神岳神社の神宮寺・神南寺観音堂（上ノ堂）と思われる<sup>20</sup>。また、三室山の南には「地藏堂」が見え、現在の融念寺の位置に当

図七 神南村絵図



たると考えられる。斑鳩町によれば、融念寺は、神南寺観音堂に伝わったとされる聖観音像（延久元一〇六九年の銘あり）と、地藏堂（下ノ堂）にあった地藏菩薩立像を保管している<sup>21</sup>。

八月廿七日の検分で楽人らが巡検した神南村の場所は、「大川筋、塩田川筋、みよ堤荒所」である。「みよ堤」は前述の通り、洪水の水抜きのために享保期に開削された三代川と思われる。この絵図をよく見ると、塩田川との合流地点より上流の大和川北岸には線が二本あり、北側の細い水路の脇には「小川五ヶ村悪水抜」の説明書きがある<sup>22</sup>。

さて、楽人たちは八月廿八には検分を終え、廿九日には、庄屋を呼び出し、普請、つまり修理工事の見積もりなどを相談、書面にしたのち、帰り支度をしようとする。しかし、この時は、平等寺村から村踊りを披露したい旨の強い要望があり、断りきれず、下河原邸の玄関前で踊りを一覽した。これは、平等寺春日神社の絵馬にもなっている「なもで踊」と思われる。音楽に携わる文均らが、この踊りをどのように思ったのか。残念ながら、感想は書かれていない。

九月一日に樂人一行は椿井村の下河原邸を發つ。下河原や庄屋たちが見送る中、郡山に着き、昼食。御陵を參詣して、木津宿に着いた。木津宿まで、所領の人足一二人が見送ってきたので、それぞれに百銅ずつ心付けを与えた。「如例」とあるので、慣習となっていたことがわかる。

### 三・二 嘉永四（一八五二）年の検見

嘉永四年は通常の検见到たる年だが、記録は、弘化五年の記録に比べ、人物名、行ったこと、贈答の内容等の記述が詳細である。検見の全体の流れは、次のようなものであった。

### 九月

廿七日雨庚戌 佐藤與八、弥吉、召連、卯半刻發足。駕籠持出人足三人。兩掛弥吉ニ持ス。伏見稲荷三文字屋ニ而出會。宇治橋詰、美濃屋ニ而中食。玉水駅酒太郎へ申半剋着。泊之事。

廿八日晴辛亥 卯刻玉水駅發足。藪渡、歌姫越、郡山へ午剋着。俵本屋へ惣代常七代仙藏、人足供召連、出迎ニ出居。中飯酒等差出。是より郷精之事。椿井村人口迄、下河原新之祐、村々庄屋出迎ニ出候事。申剋、下河原宅へ着。

休息後、下河原へ土産。三方より如例遣ス。銘々より組合、金二百疋、同家内千賀へ金百疋遣之事。村々庄屋面會如先例申渡。祝酒飯等差出、並村々合付帳面等差上。

廿九日晴壬子 岩井村毛上相改。氏神へ參詣。安明寺村庄屋太田藤治宅ニ而中食。岩井村之粗摺合例之事。安明寺村、中之宮村毛上相改。下河原宅ニ而兩村粗摺合例之事。

三十日晴癸丑 辰剋出門。新家村毛上相改。粗摺合例ス。目安村年寄茂八郎宅ニ而休息中食。同村毛上相改、粗摺合

例。夜二入、下河原宅へ帰宅之事。

十月

朔日晴甲寅 辰剋出門。神南村毛上相改。年寄嘉平次宅休息中食。粗摺合例之事。神南三室院、惣持寺村薬師堂へ参詣。夜二入、下河原宅へ帰宅之事。

二日雨乙卯 雨降付、休息之事。

三日晴丙辰 椿井村下上両村毛上相改。下河原宅二而、粗摺合例。午後、平等寺村毛上相改。粗摺合例。同村、春日社へ参詣。其外日々川々普請所檢分。先々無滞毛見相済候事。明日發足治定付、木津駅へ先触差出。

四日晴丁巳 此度毛上相改候請書差上。郷中役人共相揃候上面会、如例申渡。金一兩人足相弁料差上。村々より至來物分配。綿五把ツ、餅三十ツ、山芋壹メ六百匁ツ、柿百十八ツ、薩摩芋壹メ匁ツ、木綿一疋ツ、其外四辻殿、老分、土産物、別段二相包マセ候事。祝酒飯等差出。上下弁当用意致具候事。

午剋、下河原宅發足。村々役人共、新之祐、椿井橋迄見贈候事。法隆寺、峯薬師（法隆寺西円堂）参詣。其伽藍等、惣代常七案内。右惣代如例、是より暇遣候事。木津駅へ西半剋着。海老屋二而泊之事。

五日晴戊午 寅半剋、木津駅發足。宇治二而中食。申半剋無滞帰宅。

まず、廿七日に、侍と思われる佐藤與八と下僕の弥吉を連れて出發し、伏見で他の年番と落ち合い、玉水で一泊。それから、前回と同じ、宇治↓藪渡↓歌姫越↓郡山というルートを使っている。「歌姫越」は奈良・京都間の主要なルートの一つで、市坂（奈良阪）より西の、平城宮跡に出るルートである。郡山では、惣代・常七の代理の仙蔵が迎えに来ていた。この二人は、別の年度の記録から、椿井村の者と知られる。ここで興味深いのは、郡山の記述の中に、時折「是より

郷精之事」と出てくることである。これは、「ここからは郷中村々の負担」という意味ととれる。つまり、郡山までの駕籠、人足などの経費は楽人持ち、以後は村持ちとなるのである。ちなみに、検見は楽人の公務であるので、旅費は、三方の楽人が共同で管理する共通経費から支出し、出発前に旅行者に手渡される。

文均らは、いつものように椿井村の下河原邸に宿泊するが、ここで楽人からの土産として、下河原に金二百疋、下河原の妻・千賀に百疋を渡している。文均の日記には、このように宿泊先に何がしかの金を差し出す記述が他にも多く見られる<sup>23</sup>。

検見は九月廿九日から始まった。

廿九日

岩井村 毛上相改 氏神へ参詣

安明寺村 庄屋太田藤治宅で中食

岩井村 粗摺合例之事

中之宮村と安明寺村 毛上相改 下河原宅で両村粗摺合。

三十日

新家村 毛上相改 粗摺合

目安村 年寄茂八郎宅で休息中食 同村毛上相改、粗摺

十月一日

神南村 毛上相改 年寄嘉平次宅で休息中食 粗摺

神南三室院、惣持寺村薬師堂へ参詣

二日

雨降で休息

三日

椿井村 下上両村<sup>24</sup> 毛上相改 下河原宅で粗摺合

平等寺村 毛上相改 粗摺合 同村、春日社へ参詣

其外日々川々普請所検分

嘉永四年の検見は、本来の「毛見」（毛上改）で、とりたてて、荒所などの検分の記事は見られない。文均たちはこれらの村々で作柄を見てまわり、その後「粗摺合」<sup>25</sup>、すなわち、租税の率について楽人と村役人の間で話し合いが行われた。また、例年通り、村々の寺や神社に参詣している。なお、前掲の、寛文年間に楽人領に指定された村は、目安、神南、惣持寺、椿井、平等寺、安明寺、中之村、岩井であったが、この記録には「新家村」が見える。新家村は、平群谷の新家村ではなく、目安村の東に隣接する村と思われる<sup>26</sup>（後述）。

さて、ここで、下河原家に伝わった⑤「嘉永四年歎願書」を紹介する。村の庄屋と下河原から、楽所年番に宛てて出されたものである。残念ながら首欠で、末尾には「嘉永四亥年」の年記がある。

（首欠）

格別之御猶豫も被下置候得  
 届兼候者共多分有之。甚以役人共心得

第御座候得共何分ケ積之義共度々有□□／御上様え申上方も無御座私共甚心配仕罷居候□□／御銀守護難仕御利息取立年之御上納可仕儀には御座□□／右御上納米等未進仕事候時節柄人氣ニ御座候而者御利息／取立難行届萬一相滞り候儀有之候而者行末逆も不安意ニ／奉存恐入候間此度恐多も右御銀一先御世返上仕度奉存候／然処右御銀被為相下ケ候節も段々蒙御理解候御議ニ付／難有畏入罷居相成丈者守護仕度奉存候得共前段奉／申上候通り逆も永續行届かたく私共甚心配仕候ニ付／愚安之絡々打寄色々勘考仕候得共手薄キ事共候得ハ／是ト申手立も難出来奉存候間何分／御上様之御仁恵ニ取纏り候より餘事ハ無御座候右ニ□□／甚願上兼不易容御儀二者候得共御銀御名目御下ケ□□／成下候得者郷中難渋之者共身元実意ヲ相見立貸附仕／可相成丈実意之致取引 御上様え御冥加銀御上納仕／猶又下方難渋之百姓永續之為方相成候得者百姓共何歟ニ／不筋之儀等仕間敷自然之道理等奉存候且又御領分え貸／附仕候余銀之儀ハ他領他村えも貸附仕度候 右之段格／別之御勘考ヲ以被仰付被下候得者私共勿論小百姓ニ至迄／永續仕殊ニ御大切之御銀永々奉守護度奉存候右／願之通御聞濟被為成下置候得共冥加至極難有仕合／奉存候 若萬一右願之儀御聞濟ニも不相成御儀ニ候得者／前文奉歎願候通御大切之御銀当時人氣ニ付奉守／護候義逆も難行届御座候間恐多奉存候得共一先ツ／右御銀返上仕度存意御座候得者此段呉々も御憐／愍ヲ以深く御勘考被為成下置候得者郷中一躰小前ニ／至迄難有仕合奉存候 以上

嘉永四亥年 十月日

神南村 弥右衛門 (判)

惣持寺村 小谷又祐 (判)

安明寺村 太田忠左衛門 (判)

下河原新之祐 (判)

右の歎願書は、おおよそ次のような内容である。まず、「百姓（小百姓、小前）」「私共（役人）」「御上様」の三つの身分階層が登場する。百姓は、穀物を作り、収める者達で、小規模な零細百姓は「小百姓」、「小前」などと表記される。「私共（役人）」は庄屋、年寄など百姓の中の上級階層、「御上様」は領主たる楽人である。村役人三名より下河原新之祐の名前が一段高く書かれている。

前半では、「御利息取立て、年之御上納仕べき儀にも御座候ら（えども）、右御上納米未進に仕候。時節柄人氣二御座候ては、御利息取り立て行き届き難く」とあるごとく、百姓からの利息、年貢などの取り立てがなかなか進まない状況が説明されている。しかし、続いて「此度、恐多も右御銀、一先御返上仕り度く存じ奉り候」とあることから、いくらか借金を返納しようとしたことがわかる。この借金については後述する。

しかし、後半では「御銀御名目御下成下候えは、郷中難渋之者共、身元実意ヲ相見立て貸附け仕る可く」とあり、再び借金の歎願をしている。その金を困っている「郷中難渋之者」に貸し付けて生活を向上させることによって、百姓たちが「永續」し、やがては年貢も収納できる、という論理である。もし貸し付けてもらえない場合は、「前文歎願奉り候ふ通り、御大切之御銀、当時人氣二付、守護し奉り候義迎も行き届き難く御座候間」、つまり、当節は銀（利息）が高騰し大切な年貢銀を守りたくても守れないかもしれない、と脅しめいた一文を混ぜている。最後は、くれぐれも御憐愍を以って深くご配慮ください、と泣き落としである。硬軟取り混ぜた、なかなか油断ならない歎願書である。

実は、これとよく似た嘆願書が前年の嘉永三（一八五〇）年にも提出されている。惣持寺の庄屋、小谷家に伝わった文

書である。

乍恐以書付歎願奉申上候

郷中

近年凶作打続困窮之百姓相続致兼候処、毎々御上様之御憐愍ヲ以是迄ケ成ニ百姓相続仕候段難有仕合ニ奉存候、然ル処当年夏以来より稲作綿作共相応ニ出来候様奉存居り候処、七月廿一日夜大風雨ニ而稲作綿作共痛毛ニ相成候処、其上大雨長々降続、御知行所之内水押之場所も出来申、綿作之儀ハ玉葉共腐落此節ニ相成候而も一袋も吹不申、稲作之儀ハ此節晚稲目出申候時分ニ御座候得ハ、何共相分り不申候得共、何れ稲作之儀も痛毛ト相見ヘ申候得共、只今ニ而も相分り不申、綿方之儀者前文奉申上候通り聊相違無御座候、尚又畑方之作物之儀ハ長雨ニ而、乍立毛其儘ハへ出申候間、肥し代銀ハ不及申、御大切成ル御上納銀之手立之致ニも無御座候ニ付、一統当惑仕、小前之者共ハ日々村役人方え歎出候ニ付、乍恐不得止事歎願奉申上候、此節両三年之大不作ニ付、村々ニ而借入仕居り候銀子も其儘ニ而捨置候処、其上剰當年ケ様之年柄ニ而御上納取立之儀も如何御座候哉ト只今より心痛仕居り候間、何卒々御上ミ様之御勘考之上厚ク御憐愍之御沙汰ニ預り度、右御願之趣御聞届ケ被為成下候ハ、小前末々迄之者共広大之御慈悲ト千万難有仕合ニ奉存候、以上

嘉永三年戊八月日

〔三郷町史〕下卷、七〇三〜七〇五頁

(大意)

近年凶作がうち続き、百姓の生活も続かないが、御上様の御憐愍によつて百姓もなんとか続いて来ました。ところが、当年の夏、稲作、綿作もなんとか出来て来たところ、七月廿一日夜の大風雨によつて、稲作、綿作に被害が出ました。さらに大雨が降り続き、浸水する箇所も出来、綿作は腐つて一袋も実らず、稲作は実る頃だが、被害が出ていることでしょう。畑方は長雨ですが、生えてはいます。肥料の代銀はもとより、御大切の上納銀の手立がつかず、一同当惑しています。小百姓たちは日々村役人に歎願に訪れていて、恐れながら、やむを得ず歎願申し上げることにしました。このところ、二、三年、大凶作なので、貸し付けてある銀子もそのままに放置されており、その上、今年のような凶作では、年貢の取立もどうなることかと、今から心配しているところです。何卒上様には、御勘考の上、厚く御憐愍下さいませよう、右の歎願をお聞き入れただければ、小百姓等末々の者まで感謝いたします。

嘉永三年は台風と長雨で凶作であったこと、村々では、すでに領主の楽所に借財があつたことなどがわかる。なお、右の嘆願書の末尾には、岩井、安明寺、中之宮、平等寺、椿井下方、椿井上方、惣持寺、神南、目安、新家の村役人たち、総勢四一名の名前と判がある。

さて、嘉永四年の下河原家の歎願書が楽人らの検見の期間に提出されたかどうかは、文均日記には書かれていない。しかし、検見から帰つた十月後半の文均日記を見ると、この歎願書と思われる記述が登場する。

廿七日晴庚辰 三方蔵着嘉義。郷中役人共より過日毛見下向為挨拶。綿廿五枚、山芋壺メ目、目安村より木綿一反、惣持寺村より木綿一反、右持參。(後略)

廿八日晴辛巳 下河原新之祐入来。木綿一疋 綿五持參、面会ス。美濃紙二帖差遣ス。藏着銀、貳百廿六匁卜先納百目落手。午後、於文運亭会合。忠愛、予当役。郷中村々より歎願差出。並、昨戌年々貢不納之内、五百目上納。右願之内、惣持寺村百姓、与七郎卜申者、不容易変印形致し家出之旨届候二付、村払申付。其外□□と申者、帳外聞届候事。餘願之儀ハ、今日不參多分有之候二付、願書預置候事。(後略)

(傍線、寺内)

十月廿七日に、「三方藏着嘉義」、すなわち、三方楽所への年貢の第一次納入<sup>27</sup>の儀式のために、下河原が上京した。木綿や山芋などの手土産も持参している。文均らは、廿八日に、二、三六匁の銀と、先納の百目を落手した。午後、東儀文運亭に多忠愛と文均が赴いて、下河原を交えた会合が開かれた。下河原からは、郷中村々からの「歎願」と、昨年戌(嘉永三〇一八五〇)年に未納だった年貢のうち<sup>28</sup>五百目が上納されたとある。この「歎願」が先の歎願書と思われる。歎願の内容は、すでに紹介したように、借金の依頼である。この時同時に相談を受けた惣持寺村の与七郎の村払い<sup>29</sup>と、もう一人(虫損で名前判読不可)の帳外<sup>30</sup>については即座に決裁したが、借金の歎願については他の楽人と相談する必要があるため、回答を保留している。

なお、先に、嘆願書に「此度、恐多も右御銀、一先御返上仕り度く存じ奉り候」とあることを紹介したが、これは、今回上納された五百目(戌年の未納分のうち)を意味するのかもしれない。また、百姓二人の村払いと帳外については、言うまでもないが、楽人たちが村々の領主として、所領内の諸騒動について、仲裁や裁定の権限を有していたことを意味している。

### 三・三 安政四（一八五七）年の荒所検分

安政四年の検分は臨時である。集中豪雨によって山崩れが起こり、郷中からの歎願によって検分を行うことになった。まず、七月廿六日に下河原から手紙が届き、「去廿四日夜、雷雨二而、平等寺村、椿井村、神南村、平群川出水、大荒。平等寺村山嶺池埋レ、田地へ砂入之旨」と知らせて来た。八月八日には、下河原左司馬と、七ヶ村の代表の椿井村庄屋・仙蔵が上京した。十日に多忠誠（一八一〜一八七四）（京都方年番）亭に下河原が罷り出て、荒所のことなど説明し、樂人たちに下向、検分するよう歎願した。これを受けて樂人らは、八月十七日に、辻則賢（一八〇九〜一八六七）（南都方年番）、東儀文均が下向することを決め、二人に道中の経費、千疋ずつが手渡された。文均らが平群に向けて出発したのは八月廿四日である。

廿四日 晴壬申 卯半刻、侍居相重三郎、僕弥吉、召連発足。因幡薬師二而辻相州出会。六地藏駅より駕籠人足持出歸ス。宇治橋詰二而春野屋二而中食。玉水駅酒太郎へ申半刻着。泊。雨降之事。

廿五日晴癸酉 卯刻酒太郎発足。藪渡り歌姫越。郡山城下、俵本屋へ巳半刻着。惣代又佑、人足召連向罷出居。如例。是より向精之事。酒飯差出。改又佑面会。午剋発足。小泉、龍田河殿二而小休。夕立、晴間見合。領堺迄常七出迎。椿井村土橋迄庄太良出向。藪之辺迄村役人出迎。半町斗上へ左司馬出向居候事。申刻下河原へ着。休息後、村々役人面会。如例申渡。明朝より平等寺、椿井両村荒所検分之旨、申渡。七ヶ村荒所、積書差出。如例、酒肴飯等差出。子刻比休息

文均は、いつものように侍と僕を連れ、自宅を出発、烏丸・松原北の因幡薬師（因幡堂）で辻相州、すなわち辻則賢と落

ち合い、六地藏、宇治を経て、玉水の酒太郎に着いた。「六地藏駅より駕籠人足持出帰ス」とあるので、そこまでは駕籠だったと考えられる。酒太郎に一泊し、翌日、藪の渡で木津川を渡り、歌姫越えで郡山に着いた。例の通り、郡山まで郷中から迎えが来ており（この時は、惣持寺村の小谷又佑）、「是より向精之事」、つまり、ここから先は、先方の経費持ち、と書かれている。途中（椿井村の？）領堺まで常七（椿井村庄屋）、椿井村土橋まで庄太良（下河原左司馬の息）、藪のあたりまで村役人が来ていて、下河原左司馬はそれから半丁ばかり上ったところで出迎えた。

荒所検分は八月廿六日から始まった。検分は、最初に平群谷の椿井から岩井にかけての地域が行われ、次いで、大和川沿いの惣持寺、神南、目安で行われた。平群谷地域では、この時、例年のような平地の田畑や井手筋だけでなく、背後の山上まで登り、池を多数検分している。

廿六日 晴甲戌 平等寺村、樋口切所より谷川筋荒所、田地荒所、山上源太池検分。休息、酒肴差出。笠上池検分。氏神春日社へ参詣。御初穂宝札式勿献備。道筋荒所、生駒川筋検分。下河原宅へ引取申食。亥歩行之事。休息後、椿井両村、イラキ山ノ池、谷筋、田地検分。山上二而休息。酒肴差出。土橋辺荒所、堤欠落所検分。今少々田地検分有之候得共、及夕景二付、下河原宅へ引取。歩行之事。休息後、酒肴差出。子刻比休息。

廿七日 晴乙亥 辰刻出門、歩行。中之宮村、井手筋堤検分。安明寺村井手筋検分。叶堂観音堂へ参詣。御初穂如昨日。叶堂池。右より、岩井、安明、中之宮、梨本、四ヶ村立合、三本松一ノ井手検分。三本松迄立還、山上二而休息。酒肴差出。右場所へ椿井役人罷出、是より乗輿二而、大井手並井手筋検分。大井手二而休息。帰路、岩井村奥口出樋二ヶ所検分。夕方、下河原宅へ引取。酒飯後、子刻比休息。





図九 中之宮、安明寺、岩井

八月廿七日は、上流の中之宮、安明寺、岩井の検分を行った。中之宮村と安明寺村の集落を流れる井手（水路）を検分した後、安明寺村の山の手にある叶堂に参詣した、叶堂の背後の池も見た。そこから岩井、安明寺、中之宮、梨本の四ヶ村の者の立ち会いの下、三本松の「一ノ井手」に行った。三本松とは、岩井村と北接する梨本村を流れる川の南側⇨岩井村側の山の中腹にある小字名である（図九）。

ここで、楽人領でない梨本村の関係者が立ち会っているのは、このような事情からである。再び三本松の山上まで戻り、休息をとった。この後は村人が輿を用意したので、これに乗り、大井手と井手を検分した。大井手は別名「乾殿用水」といい、生駒川上流の槻原領の勘定縄<sup>32</sup>付近に取水口がある。かつて下流の椿井まで田畑を潤していた。文均らは帰路、岩井村の出樋も見学した（図九）。

八月廿八日は、南部の惣持寺、神南、目安を見学した。

廿八日 雨丙子 辰刻出門。乗輿。椿井残検

分。惣持寺村大川筋検分。堤二而休息。酒肴栗粉餅差出。右堤より神南村庄屋弥右衛門宅へ參、休息。金五十疋、土産遣。兩人より中飯、酒肴差出。雨晴ヲ見合、塩田川井手用水筋検分。右川堤欠落所、東柄みよ堤引崩所検分。右川辺より目安村川筋検分。嘉永六丑年出来之新池検分。急度用水大切之場所物也。右堤二而休息。目安村、新家村、両役人罷出、酒肴差出候事。右より乘輿、龍田より燈打入、酉半刻下河原宅へ引取、休息。荒所存外之次第、心痛之至。兩人相談之上、左司馬へ取斗方申付候事。酒飯後子刻休息。

まず、大川下流の惣持寺から検分し、神南村に移動、塩田川（生駒川／竜田川）井手用水などの決壊した箇所などを検分した。この、「塩田川井手用水」は、前掲の神南村の絵図（図七）を見ると、画面上部（北）の塩田川から画面右（東）に向かつて引き込まれている水路があり、このことかと思われる。文均たちはそれから、三代堤の崩れたところを検分し、目安村の川筋（大川か）を検分した。また、嘉永六（一八五三）年にできたばかりの新池を検分した、ともある。新池は、「急度用水大切之場所」と述べている。新池は、目安村最東端の富雄川が大川に合流する地帯に小字として残っていて、現在は新興住宅地になっている。輿に乗って帰る途中、龍田のあたりで日が暮れ、提灯に火を入れての帰宅となった。文均の感想は、「荒所存外之次第、心痛之至」で、予想より被害が大きく、たいそう心配している様子が見て取れる。さて、今回の検分箇所の報告に続き、「村々検分の次第」、すなわち、村々を検分する一般的な手順について説明されているのが興味深い。

村々検分次第、其村庄屋、年寄罷出、案内。立合場所柄、両村役人罷出。領堺、村堺二而役人交代。尤、其日検分初之村役、下河原宅へ向罷出。検分終、村役下河原宅へ相贈候事。滞留中、毎夜村々役人共同罷出、暇遣後、引取。是先例

之事。

右によると、

当該の村からは庄屋、年寄などの役の者が出て来て、村内を案内する

特定の立ち会い場所では、両村から役人が出る

村堺では、村役人が交替する

検分に初めて立ち会う役人は、下河原邸まで出向く

検分が終ると、役人が下河原邸まで衆人らを送る

などの約束事が決められていたことがわかる。

さて、被害の検分が終了した翌日、衆人と村人の中で修理の件など相談が行われた。

八月廿九日 晴丁丑 荒所有之七ヶ村々役相談居候事。其々□延、且亦、普請積引下ヶ方、並年割下ヶ銀、色々理解申

渡、午刻比、漸々納篤、其々暇遣。残三ヶ村荒所無之、村役等以暇遣候事。休息後酒飯。子半刻休息。村々役人面会

明朝發足之旨、如例申渡候事。

被害があつた七ヶ村に対しては、「普請積引下ヶ方」を理解させた、とあるので、普請経費を低く抑えるようにしたこと  
がわかる。次の日、村人からいろいろと土産物ももらい、文均らは平群をあとにした。

八月三十日 晴戊寅 村々請書差上。椿井両村より木綿。平等寺村より同。安明寺、中之宮村、岩井村同。神南村より同。郷中村役より同。小谷又佑より同、綿五。下河原より木綿、千賀より綿十ツ、。子供より綿十ツ、。息庄太良より山芋。村々より柿。下河原より同、餅。參詣之社並寺より柿献上之事。御残候多氏へ椿井、平等、神南、下河原より木綿献上、言付之事。右仕分申付置候。侍下部へも其々付届有之旨申上候事。此度格別之儉約申付候二付、為鹿株料金子差出如例。人足料金壹両差出。

酒肴飯等如例差出。已刻、發駕。其々見送、如出迎、法隆寺迄。椿井村上方 仙藏、送候事、如例。暇遣し候事。

此度者、辻相州、氷室祭參役、予亦月旬有之候二付、南都へ相廻、郷中人足、南都迄相贈候事。兩人中へ人足十一人有之。中々銀七匁礼遣。辻相州葛高丈宅へ着。予、今御門宿屋綱市へ着。申刻比也。

村の面々からの土産は、木綿、綿、柿、山芋、餅などである。參詣した諸寺社からも初穂料のお返しの意味か、柿の献上があった。村人は、今回来れなかつたもう一人の年番・多忠誠への土産も忘れない。例によって、法隆寺まで村人の見送りがあつた。この時は、文均と則賢はそれぞれ南都に寄る用事があつたため、郷中人足が南都まで送ってくれた。二人に十一人も着いて来たが、人足に駄賃を渡している。

### 三・四 安政六（一八五九）年の検見

安政六年は、もともと検見の順年に当たっていたが、八月に洪水があり、郷中から検分の願いが来た。

九月

六日壬申 郷中百姓土産持參。午後会合。忠壽亭。忠以、廣就、忠愛、忠誠、当役三人出席。下河原より手紙披見。当年順年検見願書、郷中一族より差出。惣持寺村、神南村、目安村、右三ヶ村、昨日洪水之節、荒所検分願出。且、綿畑作押水ニ而歎願差出。

右者、近々順年検見下向付、当荒所等可及検分旨。且亦、当年ハ格別毛生相遅レ御座候故、来十月差入之比願度由、郷役共下河原書面ニ而有之候ニ付、土用下旬廿六日比ニ候間、其比出立荒所検分之上、可及検見旨治定付、役人共へ申渡。下河原へ返書遣候事。検見之節、評席より立合之儀、頼込候事。

八月に惣持寺村、神南村、目安村で洪水があつた上、「当年ハ格別毛生相遅レ」とあるように、実りが遅れている様子があるかがわれる。そのため、検見も十月に入る頃に行つて欲しい、と要望があり、検見出發は九月廿六日に決まつた。

廿六日 晴壬辰 朝卯半刻出駕。森川常藏、弥吉、召連ル。因幡薬師ニ而肥州、摂州一緒ニナル。稻荷玉屋。峠ニ而建場、六地藏駅ニ而中食。從京都持出人足差返ス。壹人四百文ツ、。繪府届、武返より未駄相廻無之、問屋付出之儀、彼是申候得共、何分届差出置候ニ相違無之候付、其旨及應合付出候事。宇治、新田、長池、玉水駅え申半刻着。酒太良ニ而泊ル。

いつものように、侍と僕を連れ、京都を出立、因幡堂で肥州（多忠愛、一八一一〜一八八〇）と摂州（多忠壽Ⅱ年番、一八一八〜一八七三）と合流した<sup>33</sup>。峠の建場<sup>34</sup>で一休みし、六地藏で持出人足を返したが、ここでひと騒動あつた。六

地蔵駅は宿駅で、人馬を世話する問屋には幕府から文均たちが使用する繪府（絵符、会符）<sup>35</sup>の届けが廻っているはずだったが、届いておらず、問屋と押し問答になった。が、結局、なんとかなったのか、いつもの通り、玉水駅に夕方に着した。酒太郎で一泊し、翌日平群に向かった。

廿七日 晴癸巳 朝卯刻玉水駅発駕。藪渡場辺、去八月出水之節、荒所有之。乗輿之俣通行難相成、歩行之場有之。歌姫越。尼ヶ辻二而着用相改、郡山、俵本屋へ如例着。惣代清水茂八郎、並、郷中人足共召連出向居。中食酒肴差出。惣代致面会。挨拶ス。午半刻、俵本屋発駕。小泉、法隆寺、並松、龍田、椿井橋向迄拾ヶ村役人共出迎。如例、藪辺下河原出向。申刻下河原宅え無滞着。休息之上、惣代始拾ヶ村村役、致面会。如例申渡。此度ハ過日願置候国中荒所檢分之上、検見取應候旨、申渡。明日ハ惣持寺村より相始候旨、申渡。村役共暇遣。一族休息。如例土産、白銀一枚。家内え金二百疋。銘々よりちか下河原へ四人より金百疋ツ、遣之。休息之上、祝酒飯等之事。

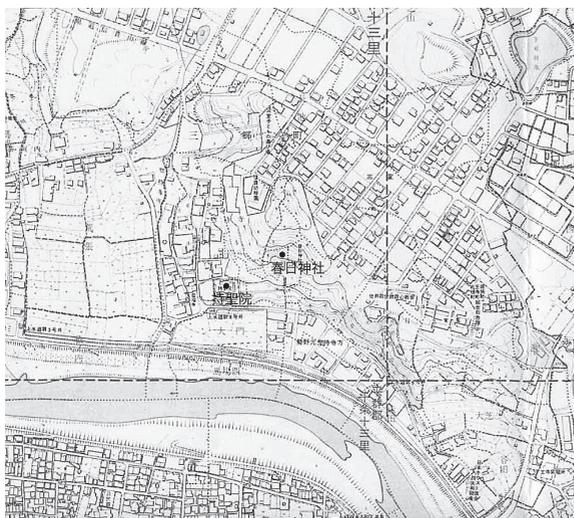
しかし、玉水を出て、藪の渡で渡河しようとしたところ、八月の洪水で荒所ができ、輿に乗ったままでは通行不可能なところがあった。泥水に浸かりながら歩行したのだろうか。歌姫を越えて、尼ヶ辻に至ったところで、「着用相改」とあり、着替えたことがわかる。郡山までは例によって迎えが来ていた。下河原邸では、村役人たちの挨拶を受けた。土産として、白銀一枚、下河原家内へ金二百疋、楽人銘々から下河原の妻・ちか（千賀）へ金百疋ずつが渡された。毛見は、廿八日から始まった。

廿八日 雨甲午 朝小雨付発駕 惣持寺村、柳ノ下田地用水、大川堤荒所檢分。小谷又佑宅へ參。中食酒肴差出。銘々

四人より金百疋為土産差遣之。追々強雨二相成候付、検分相止、引取。申刻比也。

まず、惣持寺村の柳ノ下の田地用水を見た。柳ノ下は、氏神の春日神社南の小字と思われる。それから大川堤防を見たが、途中で雨が強くなったため、検分を中止した(図一〇)。

図一〇 惣持寺村



廿九日 晴乙未 辰半刻発駕。日々下河原並村役付添候事。神南村用水、且当春願出候新井手、場所南浦數ノ下、荒所等検分。庄屋紀弥右衛門宅へ参。中飯酒肴等差出。銘々より土産、金百疋遣之。

午後、みよ堤検分。領堺え目安村役人共出迎。川岸伝一二三ノ杭検分。新池等検分。庄屋、清水民八郎宅へ参、休息。酒肴差出。申半刻帰宅休息。

廿九日は、午前中に神南村を検分した。この春、新たに出来た新井手(南浦の藪ノ下)の荒所等を検分した。南浦は、塩田川西側神南村集落の南方、大川に面した低地の小字である。続いて、午後には、塩田川の東の三代堤を検分し、村堺で目安村役人と出合い、川岸伝いに杭を検分した。新池も検分した。新池の北の字が「野田」であ

る。十月一日の記述に、新家村の野田池堤の地名が出てくるので、この「新池」「野田」のあたりが新家村の範囲と考えられる。荒所などの検分は二応終了し、翌日からは各村で作柄を確認してから「粗摺合」、つまり租税の率に関する交渉が始まった。租税の交渉は、九月三十日から十月二日にかけて行われた。

九月三十日

岩井村 上中下坪蒨

安明寺村 同坪蒨、椿井村 砂場場二而中食、粗摺合例ス

中之宮村 同上坪蒨、下河原宅玄関前二而粗摺合例ス

十月一日

新家村 上中下坪蒨、於野田池堤、粗摺合列ス

目安村 同上坪蒨、於辻堂、粗摺合例ス

十月二日

神南村 上中下毛坪蒨

惣持寺村 同上坪蒨、於又佑宅、粗摺合例ス

十月三日

当村（椿井村） 上中下坪蒨、於下河原玄関前、粗摺合例ス

平等寺村 上中下毛坪蒨、春日社へ参詣、於别当所、粗摺合例ス

毛見無滞相済大慶

このように、十月三日で検見は無事終了し、文均は「大慶」と感想を漏らしている。

さて、文均日記、十月三日にはこの検分期間中に詣でた寺社の名が記されている。それによれば、日時の早い順に、九月廿日＝叶堂（安明寺）、十月二日＝三室院（神南）、持聖院（惣持寺）、三日＝春日社（平等寺）に参詣し、初穂料を納めた。その他、三日には慈眼院という寺にも立ち寄っているが、これについては後述する。

十月四日は、相州（辻則賢）、摂州（多忠壽）は大井手を検分したが、肥州（多忠愛）と自分（文均）は休息した、と記している。

十月五日は、過日検分した荒所の修理を相談し、書類にして、印をついたものを村人に提出させた。同様に、作柄の調査結果についても提出させた。その後、下河原親子、椿井村の下方の庄屋徳兵衛、上方の庄屋仙蔵の案内で文均一行は信貴山に参詣した<sup>36</sup>。夕方、申刻ころ帰宅した。翌日は帰京なので、関係者からいろいろと土産が来た。興味深いことに、この時土産を差し出したのは、村々並役人、祈願所、下河原、尾師仲ヶ間、米相場商所安蔵などであった。いつもの村人だけでなく、米仲買商人と思われる安蔵<sup>37</sup>や、信貴山登山の関係からか「尾師」つまり、御師からの土産が到来している。その晩は酒盛りとなり、「及深更、各々酩酊之事」であった。

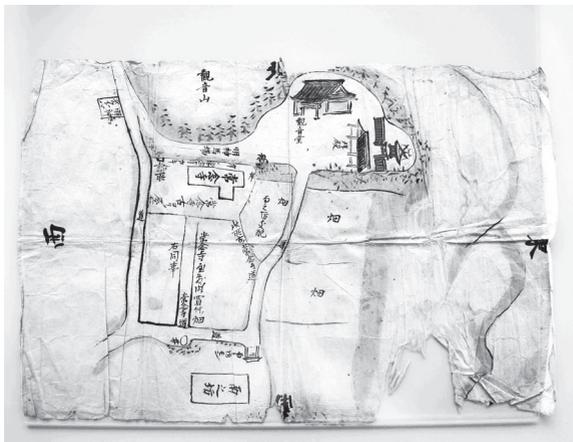
六日は、辰剋に椿井を出発、例によって、椿井橋まで下河原が見送ってくれた。法隆寺までは、椿井（下村）庄屋徳兵衛と目安村惣代・茂八郎の俵が送ってくれた。人足三〇人が木津渡まで送ってくれたので、各々百文ずつ与えた。今回は、増水によって道が荒れていたため木津から玉水まで舟を使った。「人魂二付、乗船式搜」、すなわち、奮発して二搜やとった、とある。長池で一泊した。

翌七日、六地藏を通過したが、往路と同じく、絵符が届いておらず、辻則賢が掛け合せて、「御定賃銭」内の値段でなんとかしてもらった<sup>38</sup>。帰京後、十月九日に楽奉行の四辻邸に帰京報告に行った時、この一件についても報告している。

## 四、慈眼院

さて、文均らの安政六（一八五九）年の検見で、十月三日に唐突に登場するのが慈眼院という寺である。これまでの寺社参詣では登場しなかった寺である。現存せず、『平群町史』にも見えず、伝未詳の寺院であるが、十月三日は椿井村、平等寺村を廻っているのので、両村のどちらかにあると思われる。

図一 椿井春日神社、常念寺付近絵図（上）／同上拡大図（下）



ここで、下河原文書の④「椿井春日神社・常念寺付近絵図」を紹介する（図一一）。図には、椿井春日神社と常念寺が見える。両方とも現存する。ただし、常念寺の南の「南之坊」と、春日神社の北側に見える「観音堂」は現存しない。『平群町史』によると、春日神社の神宮寺に「椿井寺」があり、（明治の）神仏分離で廃寺になった、とある（七一八～七一九頁）。寺には十一面観音、大日如来立像、弘法大師座像などが伝わり、真言宗系統の寺院であったことがうかがわれる。仏像等は現在、町内の個人宅に保管されている。絵図に見える「観音堂」は、この十一面観音をおさめていた椿井寺の堂ではないだろう

か。また画中にある「観音山」は、現在、奈良県指定の宮山塚古墳のある小山と思われる。この椿井寺が慈眼院なのだろうか。

文均日記を見てみると、この検見の後、数回にわたり慈眼院が登場する。

安政六年十月

廿六日 夏以来申付置候慈眼院寺本仙藏取調、且、取扱人茂八郎、弥右衛門、今度断付<sup>40</sup>、持聖院今日上京。歎願之赴演舌ヲ以申上候事。尚明後日会合之旨申渡ス。

廿八日 昼後寄合。則賢亭。忠以、忠愛、当役三人出席。下河原、持聖院上京之旨、並、相手方仙藏呼二遣置候旨、申出ル。其子細申上候事。

まず、十月廿六日条には、この年の夏以来、慈眼院の管理をする仙藏の取り調べを茂八郎と弥右衛門に申し付けていたが断つて来たので、持聖院が上京して歎願した、とある。取り調べを命じられた「茂八郎」は目安村の庄屋・清水茂八郎、「弥右衛門」は神南村の庄屋・紀弥右衛門と思われる。一方、取り調べを受ける側の「仙藏」は「慈眼院寺本」とあり、慈眼院の寺のもので、その管理をしていたと考えられる。すでに見て来たように、椿井村上方の庄屋は仙藏といい、ここに現れる「仙藏」は庄屋の仙藏と思われる。「持聖院」は、惣持寺村の持聖院の住持と思われる。つまり、慈眼院の管理に何らかの問題があり、そのことで仙藏が責められる立場で、その取り扱いを目安村の茂八郎と神南村の弥右衛門に命じたものの、断られ、惣持寺の持聖院が上京して直接領主の樂人に訴え出たことになる。持聖院の歎願をうけ、廿八日に樂

人の寄合が開かれ、下河原と持聖院が上京していること、また、争いの相手方の仙蔵にも上京呼び出しをかけたことが説明された。

安政六年十一月

朔日 下河原、仙蔵上京之旨届。午後、寄合、則賢宅。出席同前会。下河原、仙蔵呼出、慈眼院一条、何分深以勘考、内済之勘弁可致旨申論。明朝迄猶予相願、暇遣入事。

二日 午後寄合亭。出席如前日。仙蔵段々御憐愍ヲ以、内済可仕旨御論、畏候旨返答。仍而、此度取扱断候茂八郎、弥右衛門兩人へ、此度仙蔵呼登、段々申論置候間、今一段取扱可遣旨、仙蔵一緒ニ申渡候事。

十一月一日には仙蔵が上京したので寄合が開かれ、下河原と仙蔵が呼び出された。衆人らは、慈眼院の一件は、深く勘考して、特別に内済で勘弁してほしい旨を(持聖院に)申し論したが、猶予を願ひ出たので、その日は散会とした。「内済」とは表沙汰にせず、和解することである。十一月二日に、内済にするようにという御論は恐れおおいことである、という、内済を承諾すると思われる返答があり、この寄合には不在の茂八郎、弥右衛門にも、仙蔵を上京させて直に論したので、穩便に扱つてほしい旨を申し渡すことにした。翌、三日に、この件の後始末も決した。

三日 昼後会合、則賢宅。出席如前。但、忠愛不參。朔日申渡候取扱ニ而、内済出来之旨、申上。慈眼院寺世話之儀ハ召放ス。跡世話、椿井村下上へ申付ル。銀子之儀、熟談相調候事。持聖院初而面会、大慶旨被申述。受書、且、下河原より真乗院へ返書等相談。寺世話村方へ申付候処、徳兵衛御請申候事。

右によると、仙蔵の件は内済が成立したようだが、仙蔵の慈眼院の管理は放免となった。以後、慈眼院の管理は椿井村下方・上方に申し付け、椿井下方の庄屋・徳兵衛が引き受けることになった。また、下河原からは、この件に関して真乗院に返書を書く相談を受けた。

さて、この一件には、椿井村の慈眼院、惣持寺村の持聖院、さらに真乗院が登場する。真乗院は、京都の御室仁和寺の院家の一つで、江戸時代まで存在していた<sup>41</sup>。また、持聖院は江戸初期までであったという惣持寺（仁和寺の末寺）の塔頭の一つで、惣持寺は江戸初期に廃れたが、持聖院は再興され、現在に至る<sup>42</sup>。以上を総合すると、持聖院は仁和寺の末寺で真乗院の支配を受け、椿井の慈眼院も同じく真乗院の支配、もしくは、持聖院の影響下にあったと考えられる。椿井村の慈眼院の問題に惣持寺村の持聖院が関わるのは、同じ宗派に属し、関係が深かったからであろう。ただし、この時、椿井では村で慈眼院を管理していたということは、幕末にすでに、無住の寺となっていたことを意味している。

ここで、前出「和州平群郡椿井村之絵図」（図二・一）を再び紹介する。この絵図には、集落東の山上に椿井城が描かれ、その西麓の椿井村にいくつかの地名や建造物書き込まれている。一つは「かぶと大明神 舍利由緒」であり、その南に「興量寺 慈眼院」とある（図二・二）。現存する椿井（井戸）も「名水 つば井卜号」と書かれている。「かぶと大明神」は椿井春日神社の別名である。宮山塚古墳から出土した甲を社に祀ったことから、この名がついた、という伝承がある<sup>43</sup>。一方、「興量寺 慈眼院」はこの史料だけに登場する寺名だが、文均日記の「慈眼院」と符合する名称である。絵図の扱いとしては「かぶと大明神」の神宮寺に当たる描き方である。前掲、下河原氏旧蔵「椿井春日神社、常念寺付近絵図」では「南之坊」の位置に当たるとはされない。

図一二「和州平群郡椿井村之絵図」より「かぶと大明神」と「興量寺慈眼院」



考えられる。総合すると、文均が訪ねた慈眼院は、椿井の春日神社の神宮寺で、いわゆる椿井廃寺と考えられ、文均が尋ねた頃はすでに無住で、村の管理にゆだねられていた、と言えよう。

さて、この騒動の発端はどこにあったのか。楽人の裁定は、どちらかというところ、同じ年の三月と六月に、関連する記述があった。

安政六（一八五九）年三月十日条

慈眼院本寺より下河原え願之手紙、返書。先般より逐吟味可申入旨、申遣候様、右本寺より被申越候程之用銀可被差出寺柄候哉。吟味之上、相伺□返答可申旨、両様以手紙及返答相談、治定之事。

右によると、三月十日よりさらに前に、慈眼院の本寺から下河原宛に手紙が来ていた。用件は、本寺（恐らく仁和寺真乘

以上を整理すると、椿井廃寺は十一面観音や弘法大師像を伝えていて、真言宗系の寺と考えられる、下河原家旧蔵の絵図に登場する「観音堂」は、春日神社（かぶと大明神）の神宮寺の堂の一つで、観音を祀っていたと考えられる、また「和州平群郡椿井村之絵図」では、慈眼院が春日神社の神宮寺のように描かれている、文均日記からは、椿井の慈眼院は仁和寺の末寺と

院)に上納金を納めよという依頼であったと推測される。というのも、「右本寺より被申越候程之用銀可被差出寺柄候哉、つまり、(慈眼院は)本寺が言う程の用銀を差し出すべき立派な「寺柄」なのかと疑念が呈されていて、楽人らは本当にそうすべきなのか吟味の上、返答させることにしたのである。

同年六月廿二日条

椿井村慈眼院之儀、過日御室本寺より頼有之候ニ付、大破相統方之儀、仙藏及吟味候得共、濟卜相決兼、且亦、惣持寺村持聖院之申分ト大相違も有之候故、難相糺旨申聞候。此度ハ惣方夥惑之筋も可有之相聞之間、惣方へ理解申聞し、或ハ仲人ニ而も差入、穩便ニ遂吟味候様、申渡し事。

調べさせたところ、椿井村慈眼院はどうも「大破相統」、つまり、荒れた果てた状態になっていたらしい。仙藏を吟味したものの、非があるかどうかはつきりと決しかね、かつまた、持聖院の言い分ともだいぶ異なる点があった。結果として、穩便に済ませる方向に、六月廿二日の時点ですでに傾いていたことがわかる。このような経緯があり、文均は十月の検見の折、ふだんは参詣の対象ではない慈眼院にわざわざ立ち寄って、状態を調べたのである<sup>45</sup>。

おわりにかえて

このように、楽人は、直接に領知経営に関わり、さまざまなお事も仲裁して、領地の農民たちと関わっていた。冬になると、その一年の総決済として領地から年貢が上納されたが、納人は数回に分けて行われた。上納は銀で行われたが、その過程でも換銀率をめぐって微妙な駆け引きが行われた。さらに、納入された年貢は、楽所としての共通経費、必要経

費などを除き、複雑な計算のもと楽人に分配された。最後に、文均日記から、安政六（一八五九）年の年貢上納の様子を簡単にたどってみよう。

「初納」、すなわち年貢の第一次納入は十月廿五日に行われた。多忠壽亭に楽人の奥好古、安倍季誕、多忠以、辻則賢、東儀文均らが、郷中からは惣代の目安村清水茂八良、椿井村下方庄屋徳兵衛、神南村庄屋紀弥右衛門が羽織袴で出席した。初納の額は日記には記載されていない。翌、廿六日、文均亭で会合が開かれ、再び村役人らがやって来て、今度は「御銀利足五百五十九匁」を上納した。この五五九匁（銀）は「利息」とあるので、楽人らが郷中に貸し付けている銀の利息、もしくは、未納の年貢の利息と思われる。この時、二番目納（第二次年貢納入）は、十一月十七日、金額は十六貫目と村役人に伝えられた。

十一月十八日朝に辻則賢亭で寄合があり、多忠以、多忠愛など当役が出席した。岩井村の常七が上京しており、楽人らは「二番納之内、拾貫目」を落手した。二番目納は当初、十六貫目のはずだったので、六貫目足りなかったことになる。従って、三番納で不足分などを清算することになるが、その換銀率を巡り、数度にわたって交渉が行われた。

まず、十二月四日に多忠壽宅に辻則賢、東儀文均が集まり、上京した惣代・茂八郎、平等寺村茂右衛門、神南村弥右衛門を呼び出して、「収納直段発言相談」が行われた。残りの年貢、一石あたりを銀何匁に換算するかで、なかなか折り合いがつかなかった。楽人側は「百七拾目」を申し付けたが、惣代は「七拾五匁二而憐愍相願候事」と、楽人側の要求の半値以下で交渉を始めている。段々に申し論して、この日は百姓側は「八拾六匁迄出精」で終った。その後、双方が金額をすりあわせて行く様子は、次の通りである。

十二月五日 楽人 百五拾匁    ↑↓村役人 百目迄出精ス

十二月六日 楽人（百五拾匁）    ↑↓村役人 百拾六匁迄出精

十二月七日 百拾八匁治定

十二月七日の会合では、結局、来る十八日に三番納銀が行われることに決まった。その額は銀卅二貫目であるが、この内一貫目が七日に上納されたので、残り卅一貫目が十八日の納入となる。

ところが、十二月十八日に納入されたのは「廿九メ目」であった。文均亭に、忠壽と則賢が来て、平等寺村庄屋茂右衛門、惣持寺村庄屋又佑の代理・弟の佐助が出席して上納が行われた。「三番納廿九メ目上納。過日壹貫目先納付、都合卅メ目上納。貳メ目申付高之不足也」とあり、二貫目の不足となった。

最終的に年貢が「皆済」となったのは十二月廿五日であった。岩井村庄屋宗七の代理、惣持寺村庄屋又佑の代理らが出席して、多忠壽亭で会合があった。則賢、文均も立ち会って、「皆済銀四拾四メ匁余」が上納された。興味深いことに、これらの年貢の交渉や上納に参加するのは庄屋、年寄などだけであり、下河原は立ち会っていない。

以上、初納から皆済まで、都合四回の上納があり、その金額は左の通りである。

初納 十月廿五日 金額不明 (但、翌日、御銀利息五五九匁の返納)

二番納 十一月十八日 一〇貫目

十二月七日 一貫目

三番納 十二月十八日 二九貫目

皆済 十二月廿五日 四四貫目

この「皆済四十四貫目」をどう解釈すべきか。年貢の総額なのか、最後の上納のみの金額なのか。試みに、一石あたり

「百拾八匁」で計算して石高に直すと、四四貫目（四四、〇〇〇匁）≡約三七三石となる。二千石の「五物成（五割）」≡千石には遠く及ばず二割以下となる。一方、初納の金額はわからないものの、二番納から皆済までの上納を合計すると八四貫目となり、約七一二石となる。これは二千石の約三割五分にあたり、収納率としてはほしい「三物成」と言えようか（ただし、初納の額を加えれば、もう少し増えるかもしれない）。南谷氏は、すでに弘化および嘉永年間までには、領地からの収入は「三物成」になっていたと指摘されている（南谷 二〇〇九：一七四）。

ここで、年貢の上納総額に関する別の史料「文政八年勘定目録」（天理図書館蔵、惣持寺文書、『三郷町史』下巻、六六一～六六三頁）を紹介する。文政八（一八二五）年の記録なので安政六（一八五九）年からは三〇年以上遡るが、記録が詳細である。

まず、次のように、各村の石高のおよそ五～六割の量が年貢として計上されている。

岩井村 四拾九石六斗貳升<sup>46</sup>

安明寺村 百石七斗九升壹合四勺

中之宮村 九拾九石壹升貳合

平等寺村 八拾七石四斗四合八勺

椿井下方 百四拾九石八斗九升三合

椿井上方 百貳拾八石貳斗七升壹合六勺

惣持寺村 四拾壹石貳升八合五勺

神南村 百九拾九石貳斗七升五合貳勺

目安村 三百九拾石七斗五升四合七勺

新家村 三拾石九斗六升九合壹勺

次に、以下のようにある。

惣高 貳千石

御物成 千貳百六拾八石三升三勺 ①

内

三百八拾石四斗九合壹勺 三分米 ②

代銀 貳拾九貫貳拾五匁貳分壹厘 (a)

八百八拾七石六斗貳升壹合貳勺 七分米 ③

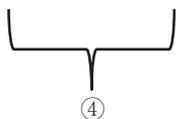
三拾八石四升九勺 御口米

四拾石 御使米

五斗 神南村水車二両運上

三斗 同村荒前年貢

メ九百六拾六石四斗六升貳合壹勺 ⑤



①「御物成 千貳百六拾八石三升三勺」は、約九石足りないが、端数の四捨五入による誤差とすると岩井村から新家村までの年貢を合計した年貢高と考えるとよいだろう。村々の石高は二千石だが、その約六割(①)が年貢で課されている。②

は①のうちの三割(三分米)である。すぐ脇に「代銀」とあるのは、この収量②を換銀した金額である(a)。つまり、年貢の三割がまず銀納されたと考えられる。③「七分米」は残りの年貢で、さらに④にある「御口米」「水車運上」などの雑収入と合わせて、⑤は支払われるべき年貢の残額である。しかし、実際には、困窮する百姓への猶予や普請の費用として「御救米」があり、これらを差し引いた額が、村に請求されることになる。

メ九百六拾六石四斗六升式合壹勺 ⑤

内

式百拾壹石 御米納

六石五斗 神南村山畑定御救被下

六斗八升六合五勺 同村新通井被下

・ ・ ・ ・ ・ (以下、一二件の「御救被下」が掲げられている)

メ三百五拾八石七斗六升式合壹勺 ⑥

引越テ六百七石七斗 ⑦

代銀 四拾三貫三百廿九匁厘 (b)

代銀合

七拾貳貫三百五拾四匁式分式厘 (c)

「御米納」「神南村山畑定御救被下」等、計二五件の「御救被下」があり、その合計は⑥「メ三百五拾八石七斗六升式合壹

勺」となる。⑤から⑥を差し引いたものが、⑦「引越テ六百七石七斗」となる。これを換銀すると、四拾三貫三百廿九匁（b）となる。最後の「代銀合」は、はじめに銀納された（a）と、あとで銀納された（b）の合計額となる。つまり、この時は、「七拾貳貫三百五拾四匁貳分貳厘」（c）が、楽人の領地からの収入の総額となる。石高にすると、②と⑦を合計した九八八・一九一石となり、二千石のうちの約四九パーセントになる。

以上のように、楽人らは領地から年貢を収納していたが、実際には、困窮する下層百姓の救済や、洪水の補修などの費用を下賜したり貸し付けたりしており、楽所の経済状態は決してよくない<sup>47</sup>。加えて、年貢は分配されるので、それぞれの楽人が手にする額はそれほど多くなかった。

時はやがて明治を迎え、幕府の崩壊と、楽人らの東上によって、楽人領の制度は消滅する。宮内省のお雇いとなった楽人は、さまざまな宮廷行事に出仕しながら、国家から給与を受けて生活していくことになる。その意味で、明治以降の楽人は近代的公務員、あるいはサラリーマン身分に限りなく近づいて行ったと言える。しかし、じつは、雅楽の楽人の歴史を振り返ると、平安時代以来、宮廷の近衛官人などの身分を有し、宮廷、寺社の行事で雅楽を演奏する一方で、楽人にはさまざまな荘園の管理や農業・漁業生産物（贄）等の収納の仲介の権利が与えられて来たことは、林屋辰三郎（林屋一九六〇）、網野善彦（網野一九八四）など先達の研究によって明らかである。楽人は楽道だけでなく、実際には多様な経済活動を行い、様々な階層の人々と交流してきたことは、雅楽千年の歴史の中ではむしろ当たり前のことであり、「サラリーマン楽人」は明治以降に出現した新しい形態と言えるだろう。領知経営における楽人と農民等の交渉を見るにつけ、特殊な技能を身につけた雅楽の専門家としての一面とともに、極めて現実的な生活レベルにおける優れた事務能力と交渉能力を具えた楽人の一面が浮かび上がって来るのである。

## 謝辞

本稿執筆に当たっては、下河原家の貴重な史料の閲覧をお許しいただいた平群町教育委員会に厚く御礼申し上げます。とりわけ、教育委員会の村社仁史氏には、郷土史関係の各種文書、地図などをご提供いただき、大変お世話になりました。記して感謝申し上げます。

- 1 西山松之助氏も『家元の研究』の中で、楽人の収入について言及している（西山 一九八二）。
- 2 南谷氏の指摘によれば、幕末には、さらに「三物成」すなわち、三割が楽人の収納年貢となっていた（南谷 二〇〇九）。
- 3 南谷氏前掲論文によると、四年に一度が通常の毛見のスケジュール（南谷 二〇〇九・一七八）。
- 4 国会図書館蔵。天保十五（一八三七）年から明治五（一八七二）年までの記録。「楽所日記」の外題あり。本稿では、「文均日記」と通称する。
- 5 江戸中期から明治にかけての南都楽家、芝家の記録。『芝家日記集』として天理図書館蔵。
- 6 大和の筒井氏、石田三成などに仕えたとされる戦国期の武将。
- 7 岐阜県在住の椿井由洋氏蔵、平群町立図書館寄託資料。『平成二五年度 観光ボランティアガイド養成講座 講座資料五』平群町教育委員会、七四頁に写真あり。
- 8 明治十五年に、椿井集落の山手の現在の春日神社社地に遷座した（『平成二五年度 観光ボランティアガイド養成講座』平群町教育委員会、七四頁）。
- 9 この人物については不明。
- 10 この書き起しは概略図で、建物の角度や大きさ、細部などは必ずしもこの通りではない。後出の図四、図六も同様。
- 11 七月廿二日 郷中下河原より先達而より日照打続、畑向水ノ手不足付、百姓共氏神へ雨乞仕度旨度々願出候二付、以書中註進之事。  
／八月八日 昼後より夜中風雨二而三条五条大橋等少々損。五條はし人止之由承。其外橋々皆落候而賀茂川川筋、桂川筋出水之由承  
ル事。／八月十八日 大坂中之嶋堂嶋出水二而、町中船二而往来之由承事。郷中風雨二而川筋荒所下河原より以書中註進之事。

- 12 惣持寺村庄屋・又佑（亦助）については、宗門帳から、家族や年齢がわかる。天保十五（一八四四）年に二六歳で、当時父（庄屋・又兵衛（五〇歳）、母・かね（四五歳）、妻・こう（二五歳）、弟・豊吉（一四歳）、周吉（一一歳）、栄蔵（一六歳）、貞吉（四歳）と、自分の息子・定助（四歳）、直太郎（二歳）と同居し、融通念仏宗の養福寺の旦那であった（天理図書館蔵、惣持寺文書、『三郷町史』下巻、七三五頁）。なお、小谷家は現在も同地に居住し、邸宅は江戸時代の基本構造をよく残している（『三郷町史』下巻、二〇五～二一〇頁）。
- 13 引用史料の句読点は寺内による（以下同）。
- 14 玉水から六〇七〇メートル南西の木津川添いに「藪浦」「藪尻」「渡り戸」などの地名が残る。
- 15 現・三郷町勢野の持聖院と思われる。旧惣持寺補陀落山惣持寺（真言宗御室派）子院。持聖院には、現在、薬師如来坐像（鎌倉末期）、一針葉師笠石仏、線刻地蔵、弘法大師像などが伝わる。持聖院は昭和二二年に真言律宗に改宗。
- 16 現在、神南集落の中心部に孫七瓦工業という企業があるが、この瓦屋は元禄年間にも遡る歴史を持つている（同社ホームページ）。庄屋孫七と関係があるかは不明。
- 17 平群町平等寺に現存。下垣内集落の氏神。神社の境内の案内板によれば、地元の民俗芸能として「なもで踊」が伝わっており、奉納された、という。なもで踊の絵馬も伝わる。「なもで踊」は「南無天踊り」などとも呼ばれ、奈良地方に広く見られる雨乞い踊り。
- 18 叶堂は昭和五一年、灯明から失火、本尊は千手観音。
- 19 享保七（一七三二）年の大和川の氾濫の後開削された排水河川。斑鳩町興留付近から発し、南下し、JR法隆寺南で西向きに流路を変える。神南村で大川に合流する。庄屋の助宗（助三郎）という者が、お上に無断で開削したためとがめられ、刑死した、という伝承がある（『斑鳩町史 本編』一九五～一九八頁）。
- 20 神岳神社案内板。
- 21 斑鳩町ホームページ「寺社」の項。
- 22 「五ヶ村」とは目安、服部、五百井、稲葉車瀬、小吉田か。
- 23 宿泊先が親戚の場合も、金を置いて来ている。
- 24 椿井村は、上方と下方に分かれ、それぞれ庄屋を出していた。現在も、氏神の春日神社の宮座は、上ノ座（上の方）と下ノ座（下の方）に分かれている（『平群町史』六七頁）。
- 25 原文では「粗」となっており、時宜通り、「あらかた、だいたい」と解釈することもできるが、文均日記の文字遣いは現代の文字遣

いと異なったり、当て字である箇所も多いので、この「租」は「租」の意味で記しているのかもしれない。いずれにしても、税率の擦り合わせをしたものと考えられる。

26 『嘉永増補改訂 大和国細見之図』（一八四八年）に、目安村東隣に「新家」が見える。

27 文均日記等によれば、年貢の収納は数回に分けて行われた。

28 この未納銀の返済は、その後十年間続くことになる。十年目に当たる安政六（一八五九）年六月廿二日条には「去ル戌年未進銀、当年まで拾ヶ年之間、上納申付置候処、精々取立候得共、当時絶家仕候者共も有之。取立様も無之候得共、段々理解申論し、六貫目程之処へ銀壹貫八百七拾目余、此度上納仕候間、残銀之処預用度願出候事。尤、村々より願出差出候事。」とある。絶家になる家もあるなど、百姓からの取り立ては難しく、六貫目の未進のうち、一貫八七〇匁を今回上納することになったが、残り銀は預かつたまま用いたいという願いが出ている。

29 犯罪を犯し、追放となる罰。

30 宗門人別帳からはずされ、追放となること。

31 檀原考古学研究所「大和国条里復元図」一九七二年編集をもとに作成。現在の地勢データと異なる箇所もある。図九、一〇も同様。

32 勘定縄とは、集落内に魔物等が入り込まないように結果する網。檀原の勘定縄は、現・近鉄電車の鉄橋に添って懸けられている。

33 さらに辻相州（則賢）も一緒だったことが後出の十月四日の記録からわかる。

34 藤森から大亀谷を経て六地藏に至る途中の八科峠のことか。建場とは、人足らが休憩するたまり場。

35 朝廷や幕府が発行した輸送用の荷札。これを持っていると、幕府が定めた「御定賃銭」という割引料金で輸送の便宜を受けることができる。

36 輿に乗り、山道を歩行したとある。椿井方面からだとは、信貴畑を通って行くルートが考えられる。

37 文均日記の同年（安政六年）三月十日条に、椿井村下方で米相場の取次をしている安吉という者が出てくる。同一人物かもしれない。

38 六地藏駅へ繪府之達未廻、不都合之次第。如何之相違候哉。甚不審之至候得共、差当致方無之。相州応合被呉、人足賃内入二而、差出事。

39 『平群町史』によると『興福寺官務牒疏』という文書中に「椿井寺」が見えるというが（『第二本仏教全書』寺誌叢書第三所収）、『興福寺官務牒疏』を偽書とする近年の研究もある。

- 40 この二人は、この時、年貢の初納のために上京しており、仙蔵取り調べの命令を口頭で直に断つたものと推測される。
- 41 『仁和寺諸堂記』（『群書類従』第拾五輯釈家部）によれば、藤原頭季が建立した最勝院の地に立ち、一時無住となって荒廃するも、覚教僧正再興の後、真乗院と号すようになった、という。
- 42 持聖院も仁和寺の末寺だったが、現在は真言律宗。
- 43 『烏兔』（平群史跡を守る会発行）第七九・八〇合併号、三五頁。また、本社前右側の手水石に「甲大明神 寛延元年九月吉日」と刻まれているという（『平群町史』六七五頁）。
- 44 平群町教育委員会の村社仁史氏は「無量寺」と翻刻されている（『烏兔』第七九・八〇合併号、三五頁）。
- 45 この件について、衆人らの指示を受けて下河原が真乗院に書状を出したところ、「御室真乗院方之趣意違候旨返答」があったため、再び下河原に再答させた、とある（文均日記、同年、十一月十八日、十九日条）。
- 46 原文では「高九拾九石式斗六升 岩井村 御免五ツ 御物成四拾九石六斗式升」のように、もとの石高とそのうちの年貢の割合の石高が書かれているが、ここでは紙面の都合上、年貢として課税される石高だけを拾い出して記す。
- 47 衆所自身が、衆奉行の堂上公家の四辻氏に借金をしている。

## 引用文献

網野善彦

一九八四『日本中世の非農業民と天皇』岩波書店。

斑鳩町史編集委員会

一九七九『斑鳩町史 本編』斑鳩町。

橿原文化財研究所編

一九七二『大和国条里復元図』橿原文化財研究所。

三郷町史編集委員会

一九七六『三郷町史』上下、三郷町。

西山松之助

一九八二『家元の研究』（西山松之助著作集第一巻）、吉川弘文館。

林屋辰三郎

一九六〇『中世芸能史の研究』岩波書店。

平出久雄

一九四〇a「徳川時代雅楽家の経済的一断面」(二)『歴史と国文学』二三卷六号、二九〜五〇。

一九四〇b「徳川時代雅楽家の経済的一断面」(三)『歴史と国文学』二三卷一号、一〜二四。

平群町史編集委員会

一九七六『平群町史』平群町。

南谷美保

二〇〇九「三方楽所楽人による知行地支配について〜弘化・嘉永年間を中心とした考察」『四天王寺大学紀要』四八、一七一〜一九九。

二〇一〇「三方楽所勘定帳不算の一件について」『楽所日記』安政年間の記事から見る三方楽所」『四天王寺大学紀要』四九、三〇五

〜三三三。

大和地名研究所

一九八四『大和地名大辞典』東京、名著普及会。

『楽所日記』(写本) 東儀文均、国会図書館蔵(請求番号 二二四一〇二)。

『興福寺官務牒疏』『大日本仏教全書』寺誌叢書第三、有精堂、一九三二。

『大乘院寺社雑事記』角川書店、一九六四。

『仁和寺諸堂記』『群書類従』第四三〇(釈家部六)。

# **A study on *gagaku* musicians’ economic activity as feudal lords: referring to the newly discovered documents of Shimogawara family in Heguri town**

TERAUCHI Naoko

This article focuses on the economic activity of *gagaku* (royal court music) musicians as feudal lords. Preceding studies have clarified that they were given seven villages in a part of present-day Nara prefecture by the Tokugawa government. They, as the lords, directly controlled lands and collected taxes by themselves. This article introduces newly discovered documents of Shimogawara family, who was an influential figure of the region, higher than farmers in terms of social class, and was a mediator between musicians and farmers. The documents include plans of mansion, maps of villages, and a letter of petition. According to two plans of Shimogawara mansion of different periods, the residence seems quite large, which is bigger than any of the surviving old houses of rich farmers around the area. A map of Jinnan village shows land-use and water supply of the territory and a map of Tsubai village depicts important landmarks of the commune, several of which have been lost today. These plans and maps are particularly useful for tracing the inspection tour on the lands conducted by the musicians themselves. Also, a letter of petition is helpful to understand the process of tough negotiation between musicians and farmers for tax payment.